

現地レポート



～ マレーシアにおける乳製品市場情報 ～

マレーシアにおいては、日本産乳製品は流通しておらず、旅行などで日本を訪れるケースなどを除くとほとんどの消費者は実際に日本産乳製品を手にしたことはありません。今後の北海道産乳製品の輸出を見据え、今回、マレーシアの大手乳製品輸入卸売業者3社へ聞き取りを行い、日本産乳製品のマレーシアへの輸出の可能性について調査しました。

1. マレーシアにおける牛乳・乳製品の現状

カテゴリー	概況
牛乳	<p>朝食にシリアルを食べる人が増えていることもあり、消費量は増加傾向にある。</p> <p>マレーシアで流通している牛乳は、国産品を除いて、ほとんどがオーストラリア産もしくはニュージーランド産であるが、一部アメリカからオーガニック牛乳なども輸入されている。</p> <p>国産ブランドにおいても原料をオーストラリアなどから輸入し製造している。</p> <p>牛乳にはチルド牛乳とLL牛乳の二種類に大別されるが、近年はチルド牛乳が伸長し、LL牛乳から需要が遷移している。</p> <p>その他、マレーシアではフレーバー牛乳（イチゴ味、チョコレート味、蜂蜜味等）も人気となっている。</p>
ヨーグルト	<p>健康志向の高まりから注目度が高まっており、従来の砂糖入りのタイプだけでなくプレーンヨーグルトも人気となっている。</p> <p>フルーツヨーグルトにおいてもイチゴ、マンゴー、ピーチなどフレーバー展開は豊富。</p> <p>高級スーパーなどを中心にギリシャヨーグルトが人気で、各社品揃えを強化している。</p> <p>容量別では、大容量のものよりも、食べきりサイズの需要が高い。</p>
チーズ	<p>食生活の多様化にともない消費は拡大傾向。</p> <p>近年は外国人や富裕層を中心にナチュラルチーズの人気も高まっている。</p> <p>高級スーパーではチーズ専用カウンターが設けられている。</p>

【参考】各牛乳・乳製品の小売価格

- * 牛乳：チルド牛乳で1ℓ **MYR8～10**（約210円～265円）、LL牛乳で **MYR5**（約132円）前後が標準的なものとなっているが、オーガニック牛乳は1ℓで **MYR30**（約797円）以上するなど、高額な商品も存在する。
- * ヨーグルト：ヨーグルトは1kg超サイズが国産ブランドで **MYR15**（約398円）前後、海外ブランドで **MYR25**（約664円）前後と価格差がある一方で、100g程度の小容量サイズでは国産、輸入ブランドでとも **MYR3**（約79円）程度で大きな差はない。
- * チーズ：海外ブランドの商品が大半を占めており、ヨーロッパを中心に多くのブランドがマレーシアに輸入されている。販売価格はチーズの種類や形態で異なるものの、スライスチーズ（チェダー）で100g当たり **MYR5**（約132円）程度。モッツアレラチーズにおいては、100g当たり **MYR8**（約212円）前後となっている。



2. 乳製品マーケティング情報

ヒアリング先	Y社(日系)	P社(現地系)	T社(現地系)
ターゲット購買層	スーパー	スーパー	スーパー
既存取扱日本産乳製品	なし	なし	なし
商談のポイント・重視する点	価格、賞味期限	価格	価格
今後取り扱いたい商品	チーズ	牛乳、チーズ	バター、チーズ
日本の乳製品業者への要望	ハラール認証の取得 パッケージの英語表記	ハラール認証の取得	競争力のある価格の提示

＜ヒアリング内容総括及び必要な対応＞

- * ハラール認証は必須ではないが、より多くの購買層を視野に入れる為にもハラール認証があった方が好ましい。
- * 日本産・北海道産乳製品は、品質の良さや安全性の高さといった良いイメージが強くある一方で、価格が高いというマイナスイメージも高い。また、市場の競争が激しく新規参入が難しい事から、現地でのネットワークやコネクションを最大限に活用し、大々的なプロモーションをする必要がある（1つ購入したら1つ無料等）。
- * 海外産の商品の方が賞味期限は長く設定されている（LL牛乳：最長12ヶ月、ヨーグルト：最長10ヶ月、プロセスチーズ：最長18ヶ月）。輸入卸売業者からは、マレーシアに到着した時点での賞味期限が、最低2ヶ月ないと取扱が厳しいという意見が多い。日本からの輸送期間とマレーシア国内での保管期間を考慮すると、牛乳をマレーシア市場で継続的に販売するためには、日本で一般的なチルド牛乳ではなくLL牛乳での展開が妥当。

3. マレーシアの乳製品輸入規制

まず、輸入者が乳製品輸入ライセンスを所持していることが前提とされ、その上でマレーシアのDVS(獣医局)に対して商品の輸入許可及び製造施設登録(日本側)が必要となる。但し、商品の大量消費が見込めない為、新規参入者がいないのが現状。牛乳は政府が設定する輸入枠内でのみ承認が下りる仕組みだが、現状はオーストラリア産及びニュージーランド産等で枠が埋まっている事から、実質的に日本産生乳の輸入は難しい状況。一方で、牛乳以外(甘味添加乳飲料、バターミルク、凝固クリーム、発酵乳、ホエイ、バター、チーズを含む)に制限等はなく、価格さえ合えば輸入は可能。また、催事など単発販売の場合は、比較的簡単な手続きで済むケースが多く、乳製品の販売は可能となっている。なお、乳製品を含む加工商品等の輸入は可能だが個々にケースが異なり、適正なバイヤーと個別相談が必要とされる為、バイヤー紹介や商談アレンジについては是非当アドバイザーへご相談下さい。

【著者紹介】ASIA INFONET (M) SDN. BHD. (<https://www.asiainfonet.com/japanese-food/>)

日本産食品のマレーシアへの輸出を希望される企業様へ商談のアレンジ及びテストマーケティングといったマレーシアでの食品業界への商流構築のサポートを行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

【発行者】一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 URL:<https://sec.or.jp/hanro-kakudai/international/adviser/malaysia/>

マレーシアへの食品販路拡大に関する支援をご希望の方は、上記HPで詳細をご確認の上、利用申込書をお送りください。

※この情報はアドバイザーの独自調査によるものです。当財団はこの情報を用いて行う判断の一切について責任を負うものではありませんのでご了承の上ご活用ください。